

# 2026年度大学院修士課程進学予定者に係る 特に優れた業績による返還免除内定候補者 募集要項

日本学生支援機構は、次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な低所得世帯の学部生等に対して、大学院修士課程での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的として、「特に優れた業績による返還免除 修士課程内定制度」を実施しています。

本学では以下の通り募集を行いますので、出願希望者は詳細をご確認ください。

## I. 対象者…次に掲げる基準をすべて満たす者

- (1) 大学学部等において修学支援新制度を利用している者※1 または住民税非課税世帯である者※2
- (2) 2026年度に大学院修士(博士前期)課程 1 年次に入学後、貸与第一種奨学金の利用予定である者
- (3) 特定分野(「科学技術イノベーション創出に寄与する分野(情報・AI、量子、マテリアル等)」または「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」)の研究を希望し、進学を予定している者
- (4) 大学院修了後、上記(3)に記載の特定分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者

※1 修学支援新制度利用者のうち、申請時点で家計基準に基づく支援区分の見直しにより「停止中」の場合、または停止理由が資産超過の場合は出願不可。

※2 出願する者及び生計維持者(父母がいる場合は原則として父母 2 名分)の令和 6 年分の非課税証明書または所得証明書を提出し、全員の住民税所得割額が 0 円(非課税)であることが確認できること。

## 2. 免除額

修士課程において貸与を受けた第一種奨学金の全額または半額が免除されます。

## 3. 出願方法

本学専用申請フォーム及びスカラネットによる申込。(証明書類のアップロード含む)

### ●出願の流れについて

以下の①②両方の入力をもって出願完了となります。入力内容が送信されていない場合や、片方しか入力されていない場合は、出願とはなりませんのでご注意ください。

#### ① 本学専用申請フォームによる入力

【入力期間】2026年1月7日(水)～2026年1月13日(火)厳守

下記 URL から申請フォームにアクセスし、入力と書類のアップロードを行ってください。

申請フォーム URL <https://forms.office.com/r/cufc0Xcp3V>

※アップロードする証明書類をご用意ください。

【全員が用意する証明書類】

- ・申請時の通算 GPA が記載されている成績通知書等の写し

【修学支援新制度(授業料減免)の支援を受けている者】

- ・日本学生支援機構の給付奨学生証等

【修学支援新制度(授業料減免)の支援を受けていない者】

- ・令和6年分の非課税証明書(所得証明書)の写し(申請日の3ヶ月前以降に発行したもの)

※非課税証明書を提出する場合は出願者本人及び生計維持者(原則父母 2 名分)が必要です。

- ・記入済みの「資産の申告書」

※「資産の申告書」は下記 URL にアクセスし、ダウンロードしてください。

<https://kanagawa-u.box.com/s/hhe192nh0ply8782d18qrpfzdokzdaq8>

## ② スカラネットによる入力

### 【入力期間】2026年1月16日(金)～1月20日(火)厳守

スカラネット(日本学生支援機構入力システム)入力に必要な「ID・パスワード」と「スカラネット入力下書き用紙」を申請フォームに入力されたメールアドレスに送信します。2026年1月16日(金)から順次送信予定です。

「ID・パスワード」と「スカラネット入力下書き用紙」を受領したら入力してください。入力に関する注意点等の詳細は、「スカラネット入力下書き用紙」に記載されておりますので、必ずご確認ください。

## 4. 選考方法

対象の要件を満たしていることを確認し、大学学部等の学業成績や申請フォーム記載内容等をもとに、十分な成果を挙げる見込みがある者として、厳正に評価し選考します。

## 5. 学内選考結果の発表

### 【通知送信日 2026年2月24日(予定)】

大学院奨学生選考委員会の議を経て、選考の結果を申請フォームにて入力されたメールアドレスにお知らせします。なお、選考に関わる個別のお問い合わせには応じられません。ご了承ください。

## 6. 内定の決定

本学からの推薦後、日本学生支援機構で最終審査が行われ、その後正式に内定が決定します。内定者には2026年7月下旬頃に決定通知が送付され、大学より配布する予定です。

※他大学へ進学した場合は、内定候補者の資格を失います。

※本学へ入学した場合でも出願時に申告した研究科に進学しなければ内定候補者の資格を失います。

※本学入学後、令和8年度の予約採用または在学採用の第一種奨学金に申し込みをし、採用されなかった場合は、内定候補者の資格を失います。入学後、第一種奨学金の申込を忘れないようにご注意ください。

## 7. 内定の取り消し

年に1回進級時において、内定者として相応しい成績を挙げているかどうかを確認する「中間評価」を行います。内定者自身で行う手続き等は予定しておりませんが、健康に十分留意し、勉学に励む必要があります。下記3つの項目に1つでも該当した場合は、内定者の身分を取り消します。

①貸与期間中に奨学金の交付に係る「廃止」「停止」「警告」の処置を受けた場合

②修業年限内に課程を修了できない場合

③引き続き十分な成果を挙げる見込みがない場合

## 8. 採用について

貸与終了年度に別途ご案内する書類を提出していただき、選考の上、採用及び免除額が決定されます。

### 【本件に関する問い合わせ】

神奈川大学 学生課 日本学生支援機構奨学金担当

TEL:045-481-5661(代) MAIL: [scholarship-jasso@kanagawa-u.ac.jp](mailto:scholarship-jasso@kanagawa-u.ac.jp)

以上